

平成二十年一月十八日受領
答弁第三九四号

内閣衆質一六八第三九四号

平成二十年一月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの在外公館長又はこれに準ずる者が雇用した料理人のうち外務大臣が公的会食業務に従事する資格があると認められた者（以下「公邸料理人」という。）の給与補助として計上されている予算額は、公邸料理人の人数及び給与補助の上限額を踏まえ計上されており、その際用いた公邸料理人の人数は平成十五年度が百四十五人、平成十六年度が百四十四人、平成十七年度が百四十六人、平成十八年度が百五十七人、平成十九年度が百六十三人である。

御指摘の給与補助は、在外公館長又はこれに準ずる者と公邸料理人との間の雇用契約に基づき支給されるものであるため、お尋ねについては、予算要求の時点では確定していなかった在外公館長又はこれに準ずる者の人事異動等に伴い、その対象となる公邸料理人の数が変わったものである。

四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年十二月十八日内閣衆質一六八第三〇九号）四についてお

答えしたとおりである。